

第 30 回 水戸市 農業委員会 総会 会議録

会長 笹沼恭一は、令和元年12月13日午後1時30分、水戸市農業委員会総会を本庁舎5階 農業委員会室に招集した。

出席委員（24名）

1番 根本 太 濤	2番 皆 川 重 文	3番 深 谷 泉
4番 鬼 澤 勇 一	5番 吉 澤 勇	6番 浅 井 紘 一
7番 雨 谷 克 己	8番 江 橋 健 男	9番 大 圖 金 雄
10番 関 成 一	11番 軍 地 美 代	12番 高 島 和 子
13番 皆 川 晃	14番 横 須 賀 尋 史	15番 後 藤 啓 一
16番 今 関 征 一	17番 渡 邊 隆 文	18番 外 岡 健 寿
19番 飯 島 清 光	20番 笹 沼 恭 一	21番 市 村 正 司
22番 川 又 隆 雄	23番 山 崎 千 正	24番 高 安 幸 一

欠席委員（0名）

事務局

事務局長	横 山 英 雄	次長	吉 川 正 浩
次長補佐兼 調査広報係長	小 野 克 也	農地係長	谷 津 知 一
農地係	江 幡 清 美	農地係	小 橋 央 樹
農地係	関 拓 也		

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 農地の公売等参加の適格者証明願に対する承認について
- 議案第5号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第7号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について
- 報告第4号 制限除外の農地の移動届について
- 報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について
- 報告第6号 農地改良協議に対する同意について
- 報告第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の報告について

会 議 の 概 要

事務局 お疲れさまでございます。全員ご出席でございますので、会長、開会をお願いいたします。

笹沼会長 皆さん、こんにちは。

今年も残すところ、あと2週間あまりとなって何かと忙しい中、農業委員会総会となって招集できました。本当にありがとうございます。

過日の15日の農地集積の推進大会におきましては、皆様方には大変お忙しい中、大勢の農業委員の出席がございました。これもまた大変ありがとうございます。

それから、私は東京で毎年ある全国農業委員会会長会議に行ってきました。そのときにちょうど二重橋の前を通過して、桜田門を通過して参議院会館に行くときに、すごい人が出ておまして、何かイベントでもあるのかなと思ったら、大嘗祭の終わった後の大嘗宮を、やがて取り壊すということなので、目にとめておきたいということだったそうです。私はこのときはスケジュールがいっぱいでしたので見る時間はありませんでしたけれども、その2日後にまた東京に用事がありまして、見ることができました。やはりすごい人出で、2時間半ぐらいかかりました。これで平成が終わってやっと令和になるのだなというような実感を持ってまいりました。

いずれにしても、今日は大変お忙しい中で、これから終わった後、中部ブロックが催し物を計画しているそうでありますので、スピーディーな審議を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまより第30回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は全員であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 議長一任との声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名させていただきます。

11番の軍地美代委員、そして、13番の皆川晃委員、よろしく願いいたします。

次に、審議総括表について事務局から説明をさせます。

事務局 第 30 回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第 3 条の審議案件が 21 件，農地法第 4 条の審議案件が 2 件，農地法第 5 条の審議案件が 20 件，公売参加に係る適格者証明願が 1 件，土地現況証明が 4 件でございます。

報告事項としまして，農地法第 3 条の 3 の届出が 2 件，農地法第 4 条の届出が 5 件，農地法第 5 条の届出が 12 件，制限除外の農地の移動届が 5 件，農地改良協議が 2 件でございます。

審議案件，報告事項と合わせまして 74 件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を 13 番の皆川晃委員にお願いいたします。

それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可についてを上程いたします。第 1 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 1 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

横須賀委員 14 番，横須賀です。

調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われるので，ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 2番、皆川です。

関係法令に照らし調査検討した結果、許可相当と思われまますので、ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13番、皆川です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 13番、皆川です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 13番、皆川です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいた

します。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 13番、皆川です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、契約内容は賃貸借であります。賃借人は、経営規模拡大のため、申請地を賃貸借し、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13番，皆川です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，自作地に隣接し耕作に便利のため，申請地を譲り受け，耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13番，皆川です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，経営規模拡大のため，申請地を譲り受け，耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13 番，皆川です。20 番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 10 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 10 項でございますが，契約内容は贈与であります。受人は，以前から申請地を耕作してきたため，今回受贈し，引き続き耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

根本委員 1 番，根本です。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 11 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、経営規模拡大のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

後藤委員 15 番、後藤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 12 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、自作地に隣接し、耕作に便利のため、申請地を受贈し、耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高安委員 24 番、高安です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、皆様のご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 13 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 13 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、新規就農のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番、関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 14 項を上程いたしますが、この案件は雨谷委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いします。

(雨谷委員退席)

議 長 事務局から説明をさせます。

事務局 第 14 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自作地に隣接し耕作に便利のため、申請地を受贈し、耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番、関です。7 番雨谷委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当のご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

それでは、雨谷委員に着席を求めます。

(雨谷委員着席)

議 長 次に、第 15 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 15 項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、自作地に隣接し耕作に便利のため、申請地を受贈し、耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 7 番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 16 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 16 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自作地に隣接し耕作に便利のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 21 番，市村です。

この件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 17 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 17 項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，新規就農のため，申請地を譲り受け，耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

深谷委員 3 番，深谷です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議をよろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 18 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 18 項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，新規就農のため，申請地を譲り受け，耕作したい旨の申請であります。農地法第 3 条第 2 項各号のいずれにも該当しないため，許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 3番, 深谷です。

この案件に関しましても調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われますので, ご審議をよろしくお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが, 契約内容は売買であります。受人は, 以前から申請地を耕作してきたため, 今回譲り受け, 引き続き耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため, 許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 3番, 深谷です。

同じくこの件に関しましても調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われるので, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが, 契約内容は競売による落札であります。受人は, 経

営規模拡大のため、申請地の競売に参加し落札したので、取得し耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 18番、外岡です。

本件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様方のご意見をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第21項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、自作地に隣接し耕作に便利のため、申請地を譲り受け、耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9番、大圖です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。
まず、第1項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、理由及び目的に訂正がございます。

「駐車場」と記載がありますが、「貸駐車場」の誤りでした。訂正をお願いいたします。

改めまして、内容でございますが、申請人は、平成7年6月頃から貸駐車場として利用してきましたが、手続が未済のため始末書を添えての申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、申請人は、水戸市における道路整備のための公共移転に伴い、隣接地に農家住宅と農業用倉庫を新たに建築したい旨の申請であります。

申請地は、広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の規定により、許可相当であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 21番、市村です。

ただいまのものにつきまして調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるの

で、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 説明に入ります前に、議案書の訂正がございます。

訂正箇所は3つでございます。

1つ目は、7ページの第7号でございます。

申請地は2筆あり、地目は両方とも畑ですが、地目が余分に記載されているため、削除をお願いいたします。

2つ目は、9ページの第15号でございます。

契約内容の金額に訂正がございます。金額の桁が1桁大きく記載されておりますので、金額の桁を1桁小さく訂正をお願いいたします。

3つ目は、10ページの第19項でございます。

理由の欄に「駐車場を設置している」とありますが、「資材置場を設置している」の誤りです。訂正をお願いいたします。

以後、注意してまいります。

それでは、改めまして説明いたします。

第1項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、医療業を営んでおりますが、立地条件が良いので介護老人保健施設を建築したい旨の申請であります。申請地の一部は、水道・下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に2つの病院があることから、農地区分は第3種農地及び第2種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、議案発送時には、市の建築指導課に開発許可の申請がなされておりましたが、建築指導課に確認したところ、開発許可の申請が提出され、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13 番，皆川です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われるので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしますが，3,000 平方メートル以上なので県農業会議に諮問いたします。

次に，第 2 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 2 項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，建設業を営んでおりますが，令和元年 7 月ごろから資材置場として利用してきましたが，手続が未済のため始末書を添えての申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

横須賀委員 14 番，横須賀です。

調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われるので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第 3 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 3 項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，現在アパートに住んでおりますが，手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は，土

地改良区域内の農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の規定により許可可能であると考えます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（重）委員 2番、皆川です。

関係法令に照らし調査検討した結果、許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、不動産業を営んでおりますが、立地条件が良いので特定建築条件付売買予定地としたい旨の申請であります。申請地は、河川や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川(晃)委員 13番、皆川です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在県外に住んでおりますが、高齢になり通勤が困難なため、会社近くに進入路及び通路をあわせて住家を新築したい旨の申請であります。申請地は、水道・下水道が埋設された道路に面し、500メートル以内に病院と保育所があることから、農地区分は第3種農地と思料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得て

おります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13番，皆川です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが，契約内容は売買であります。受人は，現在アパートに住んでおりますが，手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は，宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と見料され，周辺農地への支障はないと判断されます。

なお，市の建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13番，皆川です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在の住家が老朽化しているので、子供の住家の近隣に住家を移転新築したい旨の申請であります。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13番、皆川です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川（晃）委員 13番，皆川です。20番笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第10項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項でございますが，契約内容は使用貸借であります。借人は，現在アパートに住んでおりますが，手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は，広がりのある農地であることから，第1種農地と思料されますが，農地法施行規則第33条第4号の規定により，許可可能であると考えます。

なお，市の建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

鬼澤委員 4番，鬼澤です。

調査検討しましたところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第11項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 11 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、新たに農業を始めるため、農産物の集荷等を行う集荷所兼事務所を新築したい旨の申請であります。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

また、備考欄に記載のとおり、議案第 1 号第 13 項の関連案件であることを申し添えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 10 番，関です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 12 項と第 13 項は関連がございますので、あわせて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 12 項と第 13 項は関連がございますので、あわせてご説明いたします。

契約内容は第 12 項が地上権の設定で、第 13 項が使用貸借であります。賃借人は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度により新たに発電事業を始めるため、太陽光発電設備を設置したい旨の申請であります。また、隣接地に設備管理用の道具を置く資材置場を設置するとともに、太陽光発電設備への進入路としても利用したい旨の一時転用申請であります。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、転用期間は 3 年であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 7 番，雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第 14 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 14 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在アパート
に住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は、
公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第 2 種農地
と思料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得て
おります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

雨谷委員 7 番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われるので、ご審議をよろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしま
す。

次に、第 15 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 15 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在アパート
に住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は、

水道・下水道の埋設された道路に面し、500メートル以内に保育園と幼稚園があることから、農地区分は第3種農地と史料されます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

また、申請地は平成27年3月に自己住宅への5条転用許可を受けておりますが、申請者の変更により許可後の承継を伴う事業計画変更申請が提出されております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 7番、雨谷です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが、契約内容は使用貸借であります。借人は、運送業を営んでおり、平成29年1月に一時転用許可を受けて申請地に駐車場を設置しておりますが、期間満了後も継続して使用したい旨の申請であります。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料され、周辺農地への支障はないと判断されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 21番、市村です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 17 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 17 項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は、広がりのある農地であることから、第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の規定により、許可可能であると考えます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 6 番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われませんが、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第 18 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 18 項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は、広がりのある農地であることから、第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の規定により、許可可能であると考えます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得て

おります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 6番, 浅井です。

この案件について調査検討した結果, 法令に照らして許可相当と思われますが, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが, 契約内容は賃貸借であります。賃借人は, 土木工事業を営んでおり, 平成29年1月に一時転用許可を受けて申請地に資材置場を設置しておりますが, 期間満了後も継続して使用したい旨の申請であります。申請地は, 広がりのある農地であることから, 第1種農地と思料されますが, 農地法施行規則第33条第4号の規定により, 許可可能であると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 6番, 浅井です。

この案件についても調査検討した結果, 法令に照らして許可相当と思われますが, ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に、第 20 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 20 項でございますが、契約内容は売買であります。受人は、現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住家を新築したい旨の申請であります。申請地は、土地改良区域内の農地であることから、第 1 種農地と思料されますが、農地法施行規則第 33 条第 4 号の規定により、許可可能であると考えます。

なお、市の建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 9 番、大圖です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第 4 号 農地の公売等参加の適格者証明願に対する承認についてを上程いたします。

まず、第 1 項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第 1 項でございますが、願出人は、経営規模の拡大を図るとして農地の競売に参加するため、証明願が提出されたものでございます。

なお、入札期間は令和 2 年 1 月 10 日から 1 月 17 日までで、改札期日は 1 月 24 日でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

深谷委員 3番, 深谷です。

調査検討した結果, 法令に照らし適格者と思われまので, ご審議をよろしく願
いいたします。

議 長 関係委員から適格者のご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 承認することに決定
いたします。

次に, 議案第5号 土地現況証明願に対する承認についてを上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 それでは, 別紙1をご覧ください。

議案第5号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

第1項は, 吉沢町の畑526平方メートルの土地について現況証明願があり, 農業委
員3名で現地調査をした結果, 転用目的のとおりでありましたので, 証明を可とした
ものであります。

第2項から第4項につきましても, 同じく現地調査の結果, 転用目的のとおりであ
ることを確認しておりますので可としたものであります。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが, ご意見・ご質問等ございましたらお願い
いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので, 異議なしと認め, 承認することに決定
いたします。

次に, 議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたしま
す。

初めに, 皆川重文委員に關係する案件がありますので, 農業委員会等に関する法律
第31条, 議事参与の制限の規定に基づき, 一時退席をお願いいたします。

(皆川重文委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料，別紙2をご覧ください。

議案第6号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

それでは，皆川委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては，利用集積計画書一覧の6ページに載せてございます。6ページ目の41番の1筆になります。

こちらは，田が再設定のみで1,489平方メートル，設定期間5年間，設定者1名，取得者1名でございます。利用権設定年月日は令和元年12月20日を予定しております。

なお，以上につきましては，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが，ご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，承認することに決定いたします。

それでは，皆川委員の着席を求めます。

(皆川重文委員着席)

次に，今関委員に係る案件がありますので，農業委員会等に関する法律第31条，議事参与の制限の規定に基づき，一時退席をお願いいたします。

(今関委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 それでは，今関委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては，利用集積計画書一覧の9ページに載せてございます。9ページ目の68番から70番の3筆となります。

こちらは，田が再設定のみで2,678平方メートル，設定期間3年間，設定者1名，取得者1名でございます。

利用権設定年月日は，令和元年12月20日を予定しております。

なお，以上につきましては，農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、今関委員に着席を求めます。

(今関委員着席)

次に、深谷委員に関係する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条、議事参与の制限の規定に基づき、一時退席をお願いいたします。

(深谷委員退席)

議 長 事業担当課から先行して説明をさせます。

事業担当課 それでは、深谷委員に係る利用権設定農地につきましてご説明いたします。

対象農地につきましては、利用集積計画書一覧の 20 ページに載せてございます。

20 ページ目の 156 番、157 番の 2 筆となります。

こちらは、田が再設定のみで 1 万 2,918 平方メートル、設定期間 5 年間、設定者 1 名、取得者 1 名でございます。

利用権設定年月日は、令和元年 12 月 20 日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明ありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

それでは、深谷委員に着席を求めます。

(深谷委員着席)

議 長 事業担当課から続けて説明をさせます。

事業担当課 先ほどご承認いただきました利用権設定面積を除いた部分につきまして説明いたします。

令和元年農用地利用集積計画書の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目、設定期間3年未満につきましては、田が再設定のみで1万6,258平方メートル、畑が再設定のみで4,462平方メートル、設定者、取得者ともに6名でございます。

表の2段目、設定期間3年以上6年未満につきましては、田が11万7,628平方メートル、うち再設定10万5,205平方メートル、畑が4万2,142平方メートル、うち再設定3万5,667平方メートル、設定者49名、取得者39名、うち再設定の設定者41名、取得者34名でございます。

表の3段目、設定期間6年以上10年未満につきましては、田が再設定のみで1万8,928平方メートル、畑が再設定のみで1,842平方メートル、設定者、取得者ともに6名でございます。

表の4段目、設定期間10年以上につきましては、田が12万9,103平方メートル、うち再設定4万6,368平方メートル、畑が設定のみで1万1,828平方メートル、設定者35名、取得者16名、うち再設定の設定者17名、取得者15名でございます。

今回の設定の合計につきましては、田が28万1,917平方メートル、うち再設定18万6,759平方メートル、畑が6万274平方メートル、うち再設定5万3,799平方メートル、設定者96名、取得者67名、うち再設定の設定者70名、取得者61名でございます。

利用権設定年月日は、令和元年12月20日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第7号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料、別紙3をご覧ください。

議案第7号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和元年農用地利用配分計画書（案）の集計表にて内容を申し上げます。

農地中間管理事業による賃借権または使用貸借による権利の設定面積につきましては、表の2段目、設定期間5年以上、10年未満につきましては、田が再設定のみで1万276平方メートル、設定者1名、取得者2名でございます。表の3段目、設定期間10年以上につきましては、田が新規のみで7万4,976平方メートル、設定者1名、取得者10名でございます。

今回のこちらの設定の合計につきましては、田が8万5,252平方メートル、うち再設定1万276平方メートル、設定者1名、取得者12名、うち再設定の設定者1名、取得者2名です。

なお、設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定年月日は令和2年2月1日に予定されております。

農用地利用配分計画（案）の一覧につきましては、次のページから記載しております。

なお、以上につきましては農業中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第7号につきまして説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見・ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 意見なしと回答することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当課は退席します。

次に、報告事項について、事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧願います。

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理についてでございますが、第1項、田島町から第2項、栗崎町までの計2件の届出がございました。

続きまして、報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理についてでございますが、第1項、内原町での資材置場への転用から第5項、酒門町での老人ホームへの転用までの計5件の届出がございました。

続きまして、2ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の農地転用届出に対する受理についてでございますが、第1項、元吉田町での住宅への転用から3ページの第12項、堀町での住宅への転用までの計12件の届出がございました。

農地法第3条の3、第4条、第5条の届出ともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

続きまして、報告第4号 制限除外の農地の移動届についてでございますが、第1項、大足町での携帯電話用無線基地局の設置から第5項、下国井町での携帯電話用無線基地局の設置の計5件の届出がございました。

こちらの4ページをご覧ください。

続きまして、報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無についてでございます。

第1項は米沢町の田及び畑、面積が合計181平方メートルの土地について地目確認照会があり、農業委員3名で現地調査をした結果、原状回復命令は発しないことで回答しております。第2項から第5項につきましても、同じく現地調査の結果、原状回復命令は発しないことで回答しております。

続きまして、報告第6号 農地改良協議に対する同意についてでございます。

第1項は下入野町の畑、176平方メートルの土地について田畑転換の農地改良協議に対して同意をしております。同じく第2項も、田畑転換の協議に対して同意をしておりますのでご報告申し上げます。

続きまして、お手元の資料5ページから9ページをご覧ください。

報告第7号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の報告についてでございます。

事務局で現地調査したところ、全て農地として耕作されていることが確認できましたので、ご報告いたします。

説明は以上でございます。

農振除外におきましては、通常年2回、4月と10月に行っております。既に今、農政課で実施してございます。本年10月につきましては、農振計画の総合見直しの対応について、10月頃としては厳しい見通しとなりました。

4月受付分の提出状況についてご報告いたします。

お配りしておりますA3判の平成31年4月受付分の審議案件に係る水戸農業振興地域整備計画変更申出の手續状況、資料の2枚目をご覧ください。

4月受付分につきましては、重要な変更が11件、軽微な変更が1件、合計12件の申し出がございました。その後、関係機関との協議を経て、6月の農業委員会総会及び市の農振協議会によりまして茨城県との協議を行い、所定の手續に進みました。

まず、重要な変更案件でございますが、申し出隣接地に事業計画者所有の建築物があり、関係課から除却するようにとの指導があったことから、市の農振協議会において建築物の取り壊しを条件に承認されました。その後、建築物が取り壊されたことによりまして、県との協議で可となり、除外が完了しております。

案件2から11でございますが、県との協議で可となり、除外が完了しております。

また、一番下段ですけれども、追加変更案件1につきましても、農業用施設用地へ用途変更が終了しております。

説明は以上でございます。

議 長 それから、同じく2月5、6、7日と農業委員の旅行の日にちが決まっているわけですけれども、業者から見積書を徴取しております。ざっくりですけれども、一人9万7,000円くらいになります。今、積み立てをやっているわけなんですけれども、大体積み立てた額で間に合うのではないかと考えておりますので、当日に徴収することはないと思います。今回も3者見積もりをとりまして、その中でやはり安くて中身のいいところを選定しておりますので、ご報告いたします。

議 長 それでは、以上をもちまして第30回総会を閉会いたします。

ご審議をいただきまして、ありがとうございました。

閉会 午後 2時30分